

平成 28 年度 予 算 編 成 方 針

“豊かさ”をみんなで育む
市民力都市・三豊



三豊市

平成27年10月13日

部局長 各位

三豊市長 横山忠始

平成28年度当初予算編成方針

1. 国の動向

国の平成28年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」に沿って、手を緩めることなく改革を進めるとし、施策の洗い直しを行いつつ、予算の中身を大胆に重点化するものとしています。

地方財政に関しては、景気回復に伴って地方税収の伸びが見込まれることから、自治体の財源不足を補う地方交付税総額は前年度当初予算比2.0%減の16兆4266億円とする一方で、次世代に持続可能な地方財政制度を引き渡していくため、人口減少等を踏まえ、国の取組と基調を合わせた歳出改革の要請と、従来の仕組みを踏襲することへの危機意識を国・地方ともに共有し、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」を内容とした歳出改革・効率化と利用者のニーズを踏まえたサービス向上の両立に取り組むとしています。

2. 本市における当初予算編成の基本的な考え方

平成28年度当初予算は、後期基本計画に示された「“豊かさ”をみんなで育む市民力都市・三豊」の実現に向け、基礎自治体として市民生活を守る役割をしっかりと果たしつつ、直面する行政需要に的確に対応するため、「選択と集中」という視点に立ち、メリハリのついた編成を行います。

特に、地方創生の深化と第2次行革の取組み初年度の予算であることから、総合戦略と行革集中改革プランに掲げた計画について、「強く やさしく 楽しい 三豊」をスローガンに掲げて着実に取り組みを進めます。

また、本年末をもって市制10周年を迎え、この間、第1次行革の努力により健全財政が保たれてきたところですが、合併特例の終了（平成32年度）に向けて、いよいよ平成28年度から段階的な普通交付税の減額が始まります。そのため、中長期的に厳しい状況が予想されますが、全職員が一丸となって、無駄を徹底して排除する歳出抑制はもとより、受益と負担の適正化のほか、新たな財源の確保に一層努める必要があります。

このような状況を踏まえ、本市の平成28年度当初予算については、次の要領により編成するものとします。

重点事項

本予算は、経常及び政策的経費など一年度間のあらゆる事務事業を盛り込んだ総予算として編成するものであるため、本市の厳しい財政状況を考慮し、現実的な積算により予算を編成すること。従って、その積算に当たっては、詳細な情報により見込むとともに、厳格に精査すること。

特に、平成 28 年度から普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額の合併特例措置の逡減が始まることから、将来的な財源状況等を勘案した歳出規模（一般財源ベース）の抑制が必須となることに留意するとともに、公共施設再配置計画（市内に所在する 466 の全てを維持することは不可能という結果と将来的に半分とする方針）を踏まえたうえで、増大する維持管理や老朽化対策経費についても十分留意すること。

なお、重点プロジェクトについては、次に掲げる基本目標に対応するもので、「三豊市新総合計画」第 8 期実施計画（平成 28 年度～平成 30 年度。以下「第 8 期実施計画」という。）における各部長の運営方針で示すものとし、その使用可能一般財源総額については、別途通知します。

【基本目標】

- ① 活気にあふれ、産業が躍動するまちづくり
- ② 豊かな自然と共生し、環境にやさしいまちづくり
- ③ 人々が助け合う、安全・安心なまちづくり
- ④ 人々が支えあい、健康でいきいきと暮らせるまちづくり
- ⑤ 豊かな心を育み、文化を発信するまちづくり
- ⑥ ともに考え行動する、自らが創るまちづくり

基本方針

■基本的な考え方

- ① 入るを計って出るを制す（財政運営の基本原則）の徹底
無駄や非効率の根絶に向けた取組をさらに推進するとともに、予算全体の思い切った重点化（メリハリ付け）、社会保障分野を含めたあらゆる歳出項目の聖域のない徹底した見直しを進めます。
- ② 公的分野に関わる者（職員・受益者たる市民等）の意識改革の徹底
- ③ 市が担うべき分野における「効率的で機能する市役所組織」の実現を目指す

1 新規事業及び既存事業の拡充に係る方針

平成 28 年度も大型建設事業の実施を予定していますが、合併特例期間にやるべき事業を十分洗い出しを行った上で、その重要度や緊急性により年度別事業計画を策定し、事業の平準化を図るとともに、組織の見直しと連動して進めるものとします。

また、国県の補助対象事業で、一般財源の支出が伴うものについては、事業効果が高いものを厳選するとともに、将来の維持管理経費等が必要となるものについては、他の事務事業との優先度も含め総合的に検討した上で予算要求すること。

- (1) 新規事業及び既存事業の拡充については、補助金等の活用はもとより、その財源は既存事業の廃止・縮小等により捻出するスクラップ・アンド・ビルドを前提とする。特に、補助事業は終期を設定することとし、原則最長3年とする。また、新規の政策的な事業については政策部長の査定を行う。
- (2) 新総合計画（実施計画）に位置付けの無いものは、原則として認めない。
- (3) 市制 10 周年を記念した事業等の予算についても知名度向上等効果を十分検討して編成すること。

2 既存事業の見直し及び廃止並びに歳入確保に係る方針

厳しい財政状況下にあるため、重要性・緊急性が高く、かつ、行政目的及び事業効果を十分に検証し、真に必要な項目のみについて、必要最小限の予算見積りを行うとともに、継続事業であっても、その効果等を検証し、見直す必要があることを十分認識すること。

特に、財源確保と負担の公平性の観点から、市税等の収納率の向上や特定財源等歳入増加に繋がる取組を積極的に提案すること。

また、これまでの予算積算、執行状況を点検した上での予算編成作業を大前提としているため、安易かつ機械的な予算見積りは、厳に慎むこと。

- (1) 前例踏襲という固定観念を捨て、ゼロベースの視点で事業の再構築を図るとともに、新総合計画の重点施策以外の事務事業については、幅広く見直しや廃止の可能性を検討すること。
- (2) 民間委託や民営化により、サービスの質の向上及び経費の削減を図ることが可能な事業については、アウトソーシングに関する指針（平成 23 年 3 月 25 日付け政策部長通知参照）により積極的に検討すること。
- (3) 普通交付税合併算定替終了に向けて、歳入に見合う財政構造への転換と長期的に持続可能な財政基盤の確立に向け、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全化に努めること。
- (4) 議会及び市民団体等からの要望、監査委員からの指摘事項についても十分配慮のうえ、職員一人ひとりが予算編成の主体となって課題に取り組むこと。
- (5) 近隣自治体での実施水準を比較検討し、過剰な行政サービスは見直すこと。

3 枠配分について（別紙参照）

平成 27 年度当初予算一般財源を考慮の上、経常的経費を 3%削減し、各課等に枠配分する。

その枠内予算額で平成 26 年度決算の状況や事務事業評価など十分に分析し、各課等が自主的、主体的に事務の効率化、事務経費の見直しに努め、徹底した経費の削減に取り組むこと。また、事務費等庁費については、枠配分に関わらず、削減に努めること。

4 歳入

- (1) 予算要求書の作成に当たっては、積算根拠を明確にし、過大見積りを避け適正な財源を計上すること。
- (2) 市税については、経済情勢の推移、税制改正等を十分勘案するとともに、的確な判断により、確実な見込み額を計上すること。また、税負担の公平を期するため、課税客体の把握漏れのないよう留意すること。

- (3) 分担金及び負担金については、徴収基準に基づく、適正な負担の確保を図ること。
- (4) 国及び県支出金については、行財政制度の動向を把握して補助率等を必ず明確に表示し、的確に見積もること。また、計上に当たっては、超過負担とならないよう特に留意すること。
- (5) 財産収入については、財産の現況を的確に把握し、効率的な活用に努めるとともに、周到な処分計画を立てること。
- (6) 市債については、後年度の財政負担を考慮するとともに適債事業を選択（企画財政課と事前協議のこと。）すること。

5 歳 出

- (1) 予算要求書の作成に当たっては、積算を正確にし、過大見積もりを避けること。
また、各費目を通じ、必要性、緊急性、行政効果などに欠ける経費は計上しないこと。
- (2) 人件費、扶助費、公債費の義務的経費及び臨時職員賃金、時間外勤務手当については、現行制度に基づき積算すること。特に臨時職員賃金は年間必要額を計上し、増額補正のないようにすること。なお、臨時職員の任用については、予算査定のほか、人事課及び教育総務課のヒアリングを受けたもののみを査定します。
- (3) 扶助費のうち市単独事業については、政策的要素もあるが、事業の内容変更（対象者の精査等）、廃止等事業の見直しを図ること。
- (4) 投資・政策的経費については、第8期実施計画に計上されていることを絶対的条件とし、予算規模等の関係上、優先順位を明確にすること。
- (5) 新規の市単独事業は原則3年間を期限とし、事業効果を十分検証すること。
- (6) 公共施設の整備については、平成24年6月議会での工事請負契約の変更契約に関する付帯決議に関連し、新たに公共施設（三豊市公共施設整備に関する事前協議実施規程第2条参照）の整備経費を要求する場合は、実施設計書に基づくとともに、あらかじめ公共施設整備検討委員会において施設整備の審査を受けておくこと。
また、公共施設再配置計画や実施要綱との整合性を図るとともに、補助金等適正化法第22条の運用改正を受け、現有施設の利用状況と運営方法の検討を行い、民間委託や転用、譲渡を含めて効率的な在り方に積極的に見直すこと。

6 特別会計

特別会計については、一般会計に準じ、経費の削減に取り組むこと。また、適正な受益者負担の確保を図り、収支の均衡に努め、業務運営の健全化に取り組むこと。

7 企業会計

企業会計については、一般会計に準じ、経費の削減に取り組むこと。また、経営の合理化を図るとともに、企業性格を十分に発揮し、独立採算制の確保に努めること。